



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月6日金曜日 第304号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	441
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	441
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	441
道路の区域変更(県道池田中山線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	442
道路の供用開始(").....	(") ...	442

公 告

豚熱生ワクチンの購入.....	(畜産課) ...	442
-----------------	-----------	-----

人事委員会公告

令和4年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	443
令和4年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告.....	(") ...	448
令和4年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	(") ...	452

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	455
-----------------------------	---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月6日

愛媛県東予地方局長 山本 泰 士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	國 田 昭 利	新居浜市大生院338 - 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 秀 人	新居浜市大生院423

○愛媛県告示第518号

松山市谷町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月6日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市谷町土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 松山市谷町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和4年5月9日から令和4年6月3日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第519号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月6日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建(開)第2号 令和4年4月25日	伊予郡松前町大字徳丸字植木ノ元1177番3	伊予郡松前町大字徳丸1131番地1 フレグランス徳丸B棟201 門 屋 慶 彦

○愛媛県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南420番4から 同町大瀬南320番4まで	旧	メートル 4.9~14.9	キロメートル 0.243	
			新	10.1~34.8	0.243	

○愛媛県告示第521号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南326番3から 同町大瀬南320番4まで	令和4年5月6日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年5月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
豚熱生ワクチン(シード)の単価契約
- (2) 購入物品名及び数量
豚熱生ワクチン(シード)
豚熱生ワクチン(シード)50ドーズ 見込本数8,300本
豚熱生ワクチン(シード)20ドーズ 見込本数1,000本
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による
- (4) 納入期間
令和4年6月27日~令和5年3月31日まで
納入スケジュールについては、入札説明書等による
- (5) 納入場所
入札説明書等による
- (6) 入札方法
ア 契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品

目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 愛媛県内に事業所を有すること。

- (6) 動物用医薬品販売業の許可を受けていること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
 愛媛県農林水産部農業振興局畜産課酪農飼料係
 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 電話 (089)912 2578
 - (2) 入札書の受領期限
 開札の日時に開札の場所へ持参して提出
 - (3) 入札説明書の交付方法
 (1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページでのダウンロード
 - (4) 開札の日時及び場所
 令和4年6月17日(金)午前10時30分
 愛媛県庁第一別館8階 東会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 提出期限：令和4年6月13日(月)午後5時15分
 - (4) 入札の無効

- 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 契約保証金
 愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
 ア この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。
- (8) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: CSF live vaccine
 - ・ 50 dose approx . 8,300 pcs
 - ・ 20 dose approx . 1,000 pcs
 - (2) Time limit of tender: 10:30 a.m., June 17, 2022
 - (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Livestock Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
 TEL 089 912 2578

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

令和4年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

令和4年5月6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務A	70人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	25人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	7人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
警察事務(情報)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、その専門的知識を生かして警察事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木 A	14人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局又は教育委員会事務局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	9人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	6人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	8人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	3人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	8人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
鑑識(法医)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、法医学に関する鑑識業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和63年4月2日から平成13年4月1日(保健師については、平成14年4月1日)までに生まれた者

イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、次に該当する者

試験区分	受験資格
薬剤師	薬剤師の免許を有する者又は令和5年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和5年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心理	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者(令和5年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。)又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保健師	保健師の免許を有する者又は令和5年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は令和5年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者

令和4年度愛媛県職員採用候補者(上級)[行政事務B及び総合土木B]試験に申込みをされた方は、本試験に申込みをすることはできません。

本試験と令和4年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験との併願はできません。

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	令和4年6月19日(日曜日) (1)事務職 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 午前9時～午後3時30分 (2)技術職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス 2号館 (松山市文京町4番地2) ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	6月下旬 合格発表日は第1 次試験の日にお知 らせします。
		東京	明治学院大学 白金キャンパス 本館 (東京都港区白金台一丁目2番37号)	
		大阪	大阪科学技術センター (大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号)	
受付時間(午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分)に遅刻した場合は受験できません。 受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。				
第 2 次 試 験	7月上旬～下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			8月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点		試 験 の 内 容
		事務職	技術職	
第1次試験	教 養 試 験	50点		大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式50題、解答時間2時間30分)。
	専 門 試 験	40点	90点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います(択一式40題、解答時間2時間)。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。
	適 性 検 査			職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
 (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
 (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和4年5月9日(月)午前8時30分から5月27日(金)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月20日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月10日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額
行政事務A、学校事務、警察事務、警察事務（情報）、総合土木A、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、福祉、心理		行政職給料表1級29号給 189,643円
薬剤師	4年制課程卒業	医療職給料表(□)2級5号給 195,673円
	6年制課程卒業	医療職給料表(□)2級19号給 217,884円
保健師		医療職給料表(□)2級15号給 219,190円
管理栄養士		医療職給料表(□)2級5号給 195,673円
鑑識（法医）		研究職給料表1級29号給 196,678円

初任給は、学歴や職歴、免許又は資格の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 A 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
警察事務（情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木 A	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬 剤 師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管 理 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
鑑 識（法 医）	数学・物理、物理化学、無機化学、有機化学、生化学、生物化学、微生物学、生理学、遺伝学、生物学、血液学

○愛媛県人事委員会公告第4号

令和4年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

令和4年5月6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	6人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	2人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	2人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和49年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上（令和4年5月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1年未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

カ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

- (5) 福祉、心理及び保健師については、次に該当する者

試験区分	受験資格
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者

心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師	保健師の免許を有する者

本試験と令和4年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B及び総合土木B〕試験及び令和4年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	受付期間（6月1日（水）～20日（月））内に登録（提出）		7月27日（水）	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月19日（金）～21日（日）	愛媛県県民文化会館	9月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	9月19日（月・祝）	愛媛県庁	10月上旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

(2) 技術職

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	受付期間（6月1日（水）～20日（月））内に登録（提出）		7月27日（水）	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	適性・基礎能力検査 8月19日（金）	愛媛県県民文化会館	9月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。 適性・基礎能力検査の試験会場は、いずれかの会場を希望することができます。県外指定会場は、全国7都市（東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡）に開設する予定です。
	口述試験 7月下旬～8月中旬の指定期間内に受験者が選択する日	県外指定会場		
	8月27日（土）	愛媛県県民文化会館		

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 第1次試験（エントリーシート）について

ア エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式（Excel形式）をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）から入力済みの電子ファイルをアップロード）してください（一旦提出された電子ファイルの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

（ア）記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

（イ）所定の様式又はファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

ウ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 事務職

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	特 定 資 格 等 加 点	12点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論 文 試 験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います（課題1題、解答時間1時間30分）。

	適性・基礎能力検査		職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

ア 第1次試験の特定資格等加点において申請に係る登録（提出）内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

イ 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、12部持参してください。

ウ 第2次試験合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

エ 最終合格者は、口述試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

オ 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(3) 技術職

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	適性・基礎能力検査		職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
	口述試験	240点	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

最終合格者は、口述試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和4年6月1日（水）午前8時30分から6月20日（月）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話（089-912-2826）で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

(1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします（登録されたメールアドレス宛てに「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月6日（水）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）か

ら1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額245,000円程度です（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）。

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

(1) 事務職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	
第3次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位、第2次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第3次試験合格発表の日から1月間	

(2) 技術職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については平成29年4月1日から申込日までに取得したものに限り、）について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出			
語学資格（英語）	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	600以上	4点加点
		730以上	8点加点

	TOEFL iBTテスト	65以上	4点加点
		85以上	8点加点
	IELTS	5.5以上	4点加点
		6.5以上	8点加点
	実用英語技能検定	準1級以上	8点加点
語学資格（中国語）	中国語検定試験	2級以上	4点加点
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	4点加点
	漢語水平考試（HSK）	筆記5級180点以上	4点加点
筆記6級180点以上			
口試（高級）60点以上			
語学資格（韓国語）	韓国語能力試験（TOPIK）	4級以上	4点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	4点加点

デジタル技術の活用加速化

情報系資格	基本情報技術者	4点加点
	応用情報技術者	8点加点
	ITストラテジスト	12点加点
	システムアーキテクト	12点加点
	プロジェクトマネージャ	12点加点
	ネットワークスペシャリスト	12点加点
	データベーススペシャリスト	12点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト	12点加点
	ITサービスマネージャ	12点加点
	システム監査技術者	12点加点
	情報処理安全確保支援士	12点加点

2 証明書類

該当する「資格名、試験名等」及び「受験者の氏名」が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録（提出）してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録（提出）された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録（提出）がない場合
- (5) 登録（提出）された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第5号

令和4年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

令和4年5月6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話（089）912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
少 年 補 導 職 員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は令和5年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを令和5年3月末日までに修学する見込みの者

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

〔本試験と令和4年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B及び総合土木B〕試験又は令和4年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願は可能です。〕

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和4年6月19日（日曜日） 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 午前9時～正午	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス 2号館 （松山市文京町4番地2） ・松山南高等学校 （松山市末広町11番地1） ・愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	6月下旬 合格発表日は第1次試験の日 にお知らせします。
		東京	明治学院大学 白金キャンパス 本館 （東京都港区白金台一丁目2番37号）	
		大阪	大阪科学技術センター （大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号）	
<p>受付時間（午前8時～午前8時45分）に遅刻した場合は受験できません。</p> <p>受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。</p>				
第 2 次 試 験	7月上旬～下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			8月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。
	口 述 試 験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

第2次試験	作文試験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び過去に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和4年5月9日（月）午前8時30分から5月27日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月20日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月10日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届けば、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表1級29号給（現行給料月額189,643円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。また、一部の会場で変更の措置があった場合、全ての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年5月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,139,650
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,793
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,457

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,971	14,324
南宇和郡	17,978	5,993
松山市・上浮穴郡	434,283	139,048
今治市・越智郡	136,004	45,335
宇和島市・北宇和郡	73,754	24,585
八幡浜市・西宇和郡	35,739	11,913
新居浜市	98,168	32,723
西条市	89,901	29,967
大洲市・喜多郡	49,134	16,378
伊予市	30,638	10,213

四国中央市	71,806	23,936
西予市	31,218	10,406
東温市	28,056	9,352